

広島県選挙管理委員会告示第五十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項  
第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があつたので、法第十九条の二第一  
項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和三年九月二日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日 (令和)
高田 健司	高田健司後援会	2・5・1
山口 勝博	山口かつひろ後援会	2・12・28
盛谷 光明	さか谷みつあき後援会	3・1・28
瀬良 和彦	松和会	2・12・31
大塚 忠司	大塚ただし後援会	3・1・31
住吉 秀公	住吉秀公後援会	2・12・31
松本 彰夫	松本彰夫後援会	2・12・31
助木 達夫	助木達夫後援会	2・12・31
大谷 忠幸	大谷忠幸と東広島市の街興しを目指す会	2・12・31
児玉 光禎	静光会	3・4・30
林 正夫	育正会	3・6・9